



# おしらせ ひろば

## 市・府民税の申告 2月16日(水)～3月15日(火) 午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日除く)

【申告・問合せ先】  
課税課 ☎072-433-7250

1月1日現在、市内在住のかたは、令和3年中(令和3年1月1日～12月31日)の所得を申告してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申告にご協力ください。

**申告に必要なもの**

- ・申告書
- ・マイナンバーカード(ないかたは本人確認書類と個人番号確認書類)
- ・給与や年金(個人年金含む)の源泉徴収票
- ・収入や経費のわかる書類
- ・各種控除のための領収証、障害者手帳など
- ・医療費控除の明細書など

**公的年金等を受給しているかた**

確定申告が不要なかたでも、市・府民税の申告が必要になる場合があります。

市・府民税の申告をされないかたの所得控除は、「公的年金等の源泉徴収票」の記載内容のみの適用となります。

その他、扶養・社会保険料・生命保険料・医療費などの控除は、市・府民税の申告をすることにより、その控除を受けられる場合があります。

**申告の必要がないかた**

- ① 税務署へ所得税の確定申告をするかた
- ② 収入が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されているかた(勤務先にご確認ください)
- ③ 収入が公的年金のみで、前記の「公的年金等を受給しているかた」の内容に当てはまらないかた
- ④ 市内居住の親族に扶養されているかた(確定申告や年末調整などで税法上の扶養親族とされているかたに限りません)

**注意事項**

- ・遺族年金や障害年金、失業保険などは課税対象の収入ではありません。
- ・65歳以上で障害者手帳がないかたも、要介護認定を受けている場合は障害者控除を認められることがあります。高齢介護課(☎072-433-7041)へお問合せください。
- ・代理人による申告や、国外に居住する親族の扶養控除などの必要書類は、課税課へお問合せください。

**申告・問合せ先** 課税課 ☎072-433-7250

**軽自動車などの譲渡時廃車手続きは3月末までに**

◆軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者に課税①車を売却・譲渡・スクラップした

写真撮影と申請書作成のサポートをします。

その場でマイナンバーカードをお渡しすることはできません。申込み後、2カ月ほどで交付通知はがきをお届けします。受取りは申請者本人が市民福祉センター4階へお越しください。

なお、国の定める本人確認書類(運転免許証+健康保険証など)をご持参いただくと、自宅へカードを送付できます。

詳しくはお問合せまたは、ホームページをご覧ください。

**日時・場所**

- ① 2月16日(水)・まちの駅か い づ か
- ② 2月19日(土)・山手地区公民館
- ③ 2月26日(土)・浜手地区公民館

いずれも午前10時～正午、午後1時～3時

分り4時

**持物** マイナンバー通知カード(お持ちのかた)、本人確認書類

| 種類                          | 廃車手続先                                       |
|-----------------------------|---|
| 原動機付自転車(125CC以下)<br>小型特殊自動車 | 市役所課税課<br>☎072-433-7254                     |
| 軽自動車(三輪・四輪)                 | 軽自動車検査協会<br>和泉市伏屋町1-13-3<br>☎050-3816-1842  |
| 自動二輪車(125ccを超えるもの)          | 和泉自動車検査登録事務所<br>和泉市上代町官有地<br>☎050-5540-2060 |

出張申請サポート

通知はがきを  
受取られたかたへ  
マイナンバー  
カードを日曜交付

**日時** 3月6日(日)午前9時～正午

**場所** 市民福祉センター4階

**問合せ先** 市民課 ☎072-433-7094

**コンビニ交付サービス一時停止します**

システムメンテナンス作業のため、サービスを一時利用いただけませんのでご了承ください。

**運用停止** 2月10日(木)午後5時30分～終日

※住民票・戸籍事項証明書・戸籍附票・印鑑証明書・課税証明書の発行および他の市町村にお住まいのかたの戸籍の利用登録申請も停止します。

**運用再開** 2月11日(金)午前6時30分から

**問合せ先** 市民課 ☎072-433-7375、課税課 ☎072-433-7250

**マイナンバーカード**

◆盗難にあった・プレートを紛失した(事前に警察への届出が必要)などの場合、3月末までに必ず廃車手続きをしてください。

手続きには、印鑑(個人の場合は不要)・被害にあった日と場所・警察への届出日・警察署名・被害場所などを記したものが必要です。

**問合せ先** 課税課 ☎072-433-7254

**国民年金保険料**

◆クレジットカードで納付できます

事前に申込みが必要ですが、2年前納、1年前納、6カ月前納上期(4月～9月分)は2月末まで、6カ月前納下期(10月～翌年3月分)は8月末までにお申込みください。

なお、カードでの前納の割引額は現金で納付する場合と同じです。

**申込・問合せ先** 貝塚年金事務所 ☎072-433-1122

◆確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要

令和3年1月～12月までに納めた国民年金保険料は、その全額が令和3年の所得から控除されます。この控除を受けるに

**保険・年金**

は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などの添付が必要です。

日本年金機構から11月上旬に控除証明書を交付していますが、10月以降に初めて保険料を納付したかたには2月上旬に送付します。

**問合せ先** ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-0003

☎072-433-1111

**柔道整復・はりきゅう・あんまなど正しいかかり方**

保険が使える場合と使えない場合があります。

保険が使えない場合は、全額自己負担になりますのでご注意ください。

●柔道整復

**使える場合** 外傷性の骨折・脱臼・打撲やねんざなど。

※骨折・脱臼は、応急手当

**使える場合** ①はり・きゅう

②あんまマッサージ 関節拘縮・筋麻痺など

**使えない場合** 医師の同意書がない・単に疲労回復や慰安などを目的としたもの・保険医療機関で同一疾患の治療(はり・きゅう)を受けている場合

**問合せ先** 国保年金課 ☎072-433-7273、高齢介護課 ☎072-433-7040

**マイナポイント第2弾が始まっています!**

下記①は実施中です。  
②③のポイントの申込開始時期は6月頃です。

- ①マイナンバーカードを取得したかたのうち、今までマイナポイントを申込んだことがないかたを対象に、キャッシュレス決済の利用(チャージまたは購入)時に、利用金額の25%のポイントを最大5,000円分付与。
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込を行ったかた(既に利用申込みを行ったかたも含む)を対象に、7,500円分のポイント付与。
- ③公金受取口座の登録を行ったかた(口座登録手続きは今後開始予定)に、7,500円分のポイント付与。

◎マイナポイントの予約・申込

パソコン、スマートフォン、コンビニマルチコピー機、ATM、全国各地の設定支援端末および市民福祉センター4階マイナポイント手続支援窓口で行えます。

詳しくは、マイナポイントに関するホームページをご覧ください(マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178)。

**問合せ先** 政策推進課 ☎072-433-7240

ホームページ

**公園墓地(三ヶ山)無料小型バス運行**

運行日 2月16日(水)

運行区間 水間観音駅⇄公園墓地管理事務所

問合せ先 市民課 ☎072-433-7280  
公園墓地管理事務所 ☎072-447-2296  
(当日午前8時45分までは市役所代表 ☎072-423-2151へ)

| 水間観音駅発 | 公園墓地発 |
|--------|-------|
| 9:10   | 10:00 |
| 10:10  | 10:55 |
| 11:05  | 11:55 |
| 12:05  | 12:55 |